

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月27日

岩沼市長 佐藤 淳 一

記

1 入札に付する事項

対象工事名	令和7年度 ハナトピア岩沼リニューアル・長寿命化改修工事（第1工区）
入札方式等	制限付き一般競争入札 入札前資格確認型
入札回数	初度の入札及び再度の入札を合わせ3回を限度とする。
予定価格	事後公表とする。
最低制限価格	設定有り
工事施工場所	岩沼市 三色吉字雷神 地内
工 期	契約締結の翌平日 から 令和8年5月29日 まで
工 事 概 要	ハナトピア岩沼のリニューアル・長寿命化に資する改修工事一式 ①総合管理棟及びFM棟 : 外部及び内部改修 ②ゲート棟 : 外部改修及び一部解体 ③地域食材提供施設・物販展示室 : 外部改修及び外部トイレ改修 ④館名・サイン等 : 全面改修
支 払 条 件	①契約保証金 契約金額の10分の1以上の額 ②前払い 有り 支払率 40%以内 ③中間前払い 有り 支払率 20%以内
そ の 他	本案件は議決対象案件であるため、岩沼市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決がなされたとき本契約となるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

岩沼市契約事務規則（平成31年規則第17号）第4条の規定に基づく令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格（建設工事）を有している業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築一式工事について、建設工事業の許可を有する2者で自主結成し、本公告に基づく要件の審査により、特定建設工事共同企業体の資格があると認められた者とする。

(1) 構成員のうち代表者となる者

事業所の所在地に関する条件	宮城県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者。
総合評定値等に関する条件	経営事項審査の建築一式の総合評点が900点以上で特定建設業の許可を有する者。
施工実績に関する条件	過去15年間に構造が木造（延床面積1,000㎡以上）の建築工事（改修工事を含む）を元請として施工した実績があること。
配置技術者に関する条件	建築工事の経験を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法の規定に基づき工事現場に配置できること。

(2) その他の構成員

事業所の所在地に関する条件	岩沼市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者。
総合評定値等に関する条件	経営事項審査の建築一式の総合評点が650点以上で特定建設業の許可を有する者。
配置技術者に関する条件	建築工事の経験を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法の規定に基づき工事現場に配置できること。

(3) 共通事項

出資比率	各構成員の出資比率は、30%から70%とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
入札保証金	免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者から落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することがある。
その他	① 岩沼市から建設工事入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中の者がいないこと。 ② 令第167条の4の規定に該当する者がいないこと。 ③ 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱別表各号に該当する者がいないこと。 ④ 一の者が構成員として参加できる共同企業体の数は一とする。 ⑤ その他、岩沼市制限付き一般競争入札実施要綱によるものとする。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
一般競争入札参加資格 確認申請書等の提出期限	令和7年7月8日(火)から 令和7年7月14日(月) 16時00分まで(必着)	〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号 総務部総務課契約係 ※持参又は郵送。郵送による場合は、切手を貼付した返信用封筒1枚を添付すること。
特定建設工事共同企業体 入札参加資格承認及び 一般競争入札参加資格確認 通知書	令和7年7月17日(木) 16時00分まで	申請書に記載されたメールアドレスあてに電子メールにて通知する。
入札日(開札日)	令和7年7月22日(火) 10時00分から	市役所6階 研修室A ※特定建設工事共同企業体 入札参加資格承認及び一般 競争入札参加資格確認通知 書を持参すること。
設計図書等の閲覧	令和7年6月27日(金)から 令和7年7月22日(火)まで	岩沼市ホームページ ※設計図書等は貸出も行う。 希望者は、事前に総務課へ 電話連絡のこと。 ※貸出す設計図書等は、岩 沼市ホームページ上のもの と同一。
設計図書等に対する 質問の受付	令和7年6月27日(金)から 令和7年7月14日(月) 15時00分まで	総務部総務課契約係 FAX:0223-24-0897 メール:keiyaku@city.iwanuma. miyagi.jp ※書面、FAX又は電子メール による。なお、質問に対する 回答書は、閲覧に供する。
回答書の閲覧	令和7年7月16日(水)から 令和7年7月22日(火)まで	岩沼市ホームページ

- (注) 1 上記の期間は、岩沼市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)に規定する休日(以下「休日」という。)は除く9時00分から16時00分までとする。
(12時00分から13時00分までを除く。)
- 2 入札参加資格確認申請書類・各種様式等については、岩沼市ホームページから最新の様式をダウンロードし、使用すること。
(<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/business/keiyaku/kakushu-yoshiki.html>)

4 入札参加の申請等

入札参加希望者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、次の書類を持参又は郵送により提出（正副2部、うち1部は受付印押印後返却）しなければならない。

書類名	提出部数
一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式第1-1号)	正副2部（副1部は受付印押印後返却）
一般競争入札参加資格審査資料 (別記様式第1-1号資料) 【添付書類】 ※ 類似工事の施工実績 岩沼市が発注した工事以外の実績の場合は、申請書に記載された工事の工事实績証明書又は証明できるもの（契約書の写し等） ※ 技術者の配置 配置予定の技術者については、資格を証明できるもの（写し）及び継続的な雇用関係を証明できるもの（写し） ※ 技術者の施工実績 岩沼市が発注した工事以外の実績の場合は、申請書に記載された工事の工事实績証明書又は証明できるもの（契約書の写し等）	1部
全構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し（有効期間内の最新のもの）	
全構成員の特定建設業の許可書の写し	
共同企業体の競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第1-2号)	
共同企業体の協定書 (別記様式第1-3号)	
委任状 (別記様式第1-4号)	

- (注) 1 提出書類は代表者が取りまとめの上、提出すること。
- 2 共同企業体の競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1-2号）と共同企業体の協定書（別記様式第1-3号）は袋とじにして提出すること。

5 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、FAXその他電気通信による入札は、認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切捨て。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲で最低の価格の入札をしたものを落札候補者とする。
- (4) 予定価格事後公表において、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内の価格の入札が無い場合は、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において最低制限価格より低い価格で入札した者は、失格とする。
- (5) 前記(4)又は入札者の失格に該当したことにより失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札の結果、最低制限価格以上予定価格以下の範囲で入札をした者が無い場合は、不落とする。
- (7) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

6 入札者の失格

次のいずれかに該当する入札者（構成員が該当する場合も含む。）は、失格とする。

- (1) 入札期日において、令第167条の4に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 入札期日において、規則第4条に規定する競争入札の参加資格又は規則第7条第1項第2号に規定する市が公告した一般競争入札における必要な資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、市から指名停止を受けているとき。
- (4) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき。
- (5) 入札期日において、銀行取引停止となっているとき。
- (6) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (7) 指定された日時及び場所に参集しないとき。
- (8) 特定建設工事共同企業体入札参加資格承認及び一般競争入札参加資格確認通知書を持参しないとき。
- (9) 入札書を投入しないとき。
- (10) 入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 入札に際し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (13) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (14) 入札執行者が、前2号のいずれかに該当するおそれがある又は次に掲げる事例に該当すると認めたとき。
 - ア 工事費内訳書の提出を求めた案件であって、工事費内訳書の提出がない、提出された工事費内訳書が白紙である、又は記入内容が不明瞭であるとき。
 - イ 工事費内訳書の提出を求めた案件であって、入札書と明らかに異なる件名又は入札書と異なる金額の工事費内訳書が提出されたとき。

7 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、最初の入札時に、入札執行者の指示により入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出することとし、書類の提出の無い入札は失格とする。また、書類に不備のある場合は原則失格とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一件名の入札において、入札者が2以上の入札をしたとき。
- (2) 入札書の内容又は提出方法に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者の意思が明らかでないと認められるとき。
 - ア 入札書を訂正した場合において、入札者の訂正印（又は署名）を欠く入札
 - イ 入札書の日付が入札書の提出日と異なる入札
 - ウ 入札書に住所、商号又は名称、代表者役職氏名の記入を欠く入札
 - エ 代表者が入札を行う場合において、代表者印の押印を欠く入札
 - オ 代理人（代表者が受任者となる場合も含む。）が入札を行う場合において、代理人氏名の記入及び受任者印鑑の押印を欠く入札又は代表者の使用印鑑が押印されている入札
 - カ 金額を訂正した入札又は金額の記入が不鮮明な入札
 - キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ク 入札書の件名に錯誤がある入札
 - ケ 入札書と当該入札書を封入した封筒に記入された件名が明らかに異なる入札（封筒に件名の記入がない場合も含む。）
 - コ 入札書が封筒に封入されていない入札（再度の入札を除く。）
 - サ 入札書が訂正の容易な筆記具で記入されている入札

9 入札結果の公表

本入札の結果が確定した場合は、その結果を市のホームページで公表する。

10 その他

- (1) 入札参加者は、入札に当たって上記事項を遵守しなければならない。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。
- (3) 詳細又は不明の点については、岩沼市総務部総務課契約係に照会のこと。

（電話：0223-23-0185）